

小鹿総政第327号

令和元年11月13日

各課所長様

小鹿野町長 森 真太郎

令和2年度小鹿野町予算編成方針について（通知）

令和2年度予算編成方針を別紙のとおり定めたので、小鹿野町予算規則第5条の規定に基づき通知する。

令和2年度予算編成方針

1 国県の予算編成の動向

国の令和2年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2019を踏まえて本格的な歳出改革に取り組み」としており、「聖域を設けることなく施策・制度の抜本的見直しを進める」としている。

また、埼玉県令和2年度予算編成方針では「事業の必要性をゼロベースで検証したうえで、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して行うとともに、事業の選択と集中を図るなど歳出の削減に取り組む」としており、国・県ともに厳しい財政状況の中、歳出改革を徹底することとしている。

依存財源が大きい本町においては、国・県の動向を注視しながら、自主財源の確保はもとより、歳出の削減が最重要課題となっている。

2 小鹿野町の財政状況と今後の見通し

本町の少子化は早いスピードで進んでおり、令和元年度の出生数は34人を見込んでおり、今後、生産年齢人口の減少により自主財源の根幹である町税も将来、大幅に減少することが予測される。また、歳入の約40%を占める地方交付税は、合併したことによる特例措置分が年々減少しており、令和3年度には特例措置が無くなるため、非常に厳しい財政運営になると予測される。

歳出においては、起債の増加に伴う公債費や社会保障費の増加、老朽化した施設の修繕など、多くの費用を要するため、歳入・歳出ともに見直しを行うことは必要不可欠である。

こうした状況から、歳入においては、国庫補助金をはじめあらゆる財源の確保に取り組むこととし、歳出においては、これまで以上にスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、選択と集中により、歳出の削減に徹底的に取り組むこととする。

3 予算編成基本方針

- (1) 令和2年度予算は、第2次小鹿野町総合振興計画における将来像、「働く場の創出」「安心して産み育てられるまちづくり」「いつまでも元気で、自分らしく暮らせるまちづくり」の3つの重点目標を実現するため、特に、まちづくりの基本戦略としている、町民とともに地域の課題解決に取り組む「自治力」

及びまちの魅力を創造・発掘し、町内外に発信していく「ブランド力」の2つの力を踏まえた事業を推進する。

また、新たな課題には積極的にチャレンジするとともに、事業の優先性、重要性、費用対効果等を十分検証し、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、歳出削減を伴った予算要求となるよう努めること。

(2) 既存事業については、当初見込んでいた成果が達成できた事業、成果が得られなかった事業、行政の役割が既に失われている事業などを把握し、継続する必要性も含めてゼロベースで検討するとともに、各課横断的に対応可能な事業は相互連携し整理統合するなど、事業の削減に取り組むこと。

(3) 事業実施にあたっては、漠然と事業を実施するのではなく、現場に出向き町民の言葉に耳を傾け、課題の解決にむけて、基本理念推進の3S（スピード・スマイル・スリム）を念頭に、町民ファーストの事業執行に努めること。

(4) 新規に行う事業については、事業の必要性及び終期を定め、あらゆる角度から検証を行い、全体計画を作成するなど、後年度負担を十分に精査すること。

(5) 投資的経費及び施設等の修繕費については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、今後の維持管理の方向性と施設の統廃合も含め優先順位を検討し、本来に必要な部分に経費をかけるよう、事業の選択と集中を一層強化すること。

また、起債残高も増加していることから、公債費の負担が後年度の財政運営に大きく影響することを念頭に置き、財源を安易に起債に頼ることではなく、国県等の補助制度をよく調べ、有効活用し財源の確保に努めること。やむを得ず起債をする場合は、交付税措置率の高い起債を充当できるよう、各種計画との調整を図ること。

令和2年度においては、台風19号による多額の災害対策事業費が見込まれるため、事業内容については各課で調整のうえ要求すること。

(6) 施設の維持管理費等に要する経費については、経常的な経費であることから、その費用について適正かどうか検証し、廃止・縮小できるものは、積極的な歳出削減に努めること。

(7) 補助金・負担金については、透明性・公平性を確保しながら、必要性や効果を十分検証し、減額や廃止も含めて総合的に判断すること。

特に、団体への運営費補助的な補助金については、その存在意義を検証するとともに、決算書等を細かく点検し、団体の統廃合を含めた検討を行うようお願いしたい。

(8) 借地については、現状を把握するとともに、借地である必要があるかどうか十分検証し、不必要なものにあっては契約期間が満了する前から、返還できるよう調整をすること。

また、町有地は、町の大切な財産であることから、土地の有効活用を図る必要がある。しかし、未利用で売却可能な場合は公売し財源を確保するなど、積極的な利活用に努めること。

(9) 歳入に関しては、依存財源の多い本町にとって、予算編成の重要な要素となるため、法律改正や制度改正に伴う国・県の動向を注視しながら情報収集を行い、できるだけ正確な額を要求するとともに、有利な補助金の発掘・活用に努めること。特に、地方創生に係る交付金については積極的に活用すること。

なお、町税に関しては、自主財源の根幹をなすものであることから、税負担の公平性の確保はもとより、収納率の向上のため、徴収対策の充実に努めること。

また、使用料・手数料については、使用料等審議会の答申に基づき、改正された使用料等による見積もりとするとともに、使用料の増加を目指した魅力ある施設の運営に努めること。

(10) 特別会計及び企業会計についても、一般会計と同様な扱いとするが、独立採算の原則があることから、中長期的な視点で安定した経営が行えるよう徹底した効率化及び経営の健全化に取組み、より一層経営基盤の強化に努めること。

特に企業会計の経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないことから、歳入に見合った予算とすること。ただし、病院事業会計については、大変厳しい経営状況ではあるが、公立の病院であるとともに地域の中核医療施設でもあるなど、町民をはじめ、地域住民の安全で安心な暮らしの確保に欠かせない施設であることから、必要経費については十分精査し、適切な見

積りをするよう努めること。

一般会計からの繰出金については、法定内によるものは制度をよく理解し正確な数値を要求すること。法定外の繰出金については、県からも極力無くすようにと指導を受けていることから、繰出金に頼ることのないよう、経営計画等策定するなど、経営の健全化に努めること。

4 予算要求書の提出等

事務的な取扱いに関しては、別途総合政策課長より各課所長あてに通知する。